

# 研究紀要

第17号

2002

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 研究紀要

第 17 号

2002

財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 目 次

序

## [論文]

- 砂川期の基礎的研究(1) ..... 西井 幸雄 ( 1)  
一大宮台地、武藏野台地、相模野台地を中心として—
- 諸磯式土器の変遷過程 ..... 細山 勝 ( 29)
- 大宮台地における環濠集落の基礎的研究(1) ..... 福山 聖 ( 61)  
—井沼方遺跡—1—
- 手焙形土器の形と型 ..... 高橋 一夫 ( 91)  
—足守川遺跡群を中心に—
- 埴輪の地域性 ..... 若松 良一 (101)  
—紀伊の埴輪のありかたから探る—
- 古代東国と豪族の家 ..... 田中 広明 (129)

# 古代東国と豪族の家

田中 広明

要旨 古代豪族の家について類型化を行い、実態の把握に努めた。まず古代豪族の家を九つの要素で表現し、関連する遺跡の一覧表を作った。

まず郡家の政府や正倉付近に営まれた「館」と郡司の「家」について検討し、両者が全く異なる論理に基づき成立していたことを明らかにした。その上で郡家や同府以外に営まれた豪族の家について、その中心施設となる区画施設や建物群の類型化を行い、区画施設や掘立柱建物のみで構成される遺跡の中には、一般集落とすべき一群があることを突き止めた。

また古代豪族の消費生活を映すような出土遺物についても検討を加えた。

古代豪族は、その存在自体、地域の現象を反映するため多種多様である。そのため古代官衙のような定型化した造構群などをみることはできない。

むしろ各遺跡の個性こそが、古代社会の実態を映す鏡であった。

## はじめに

三ツ寺1号墳の発見以来、いわゆる「豪族居館」(註1)は、各地で発見され、構造や居住者にかかる古墳等の研究が行われている(註2)。しかしその研究は、周開を開む溝、横列、東国には稀な掘立柱建物跡など、造構の規模や構造を比較検討する造構論に終始し、なぜ「豪族居館」なのか、とくに遺物からの検討が、なされないまま進んだのが実状といえよう。

ここで古代豪族の居宅にかかる遺跡を扱うとき、三ツ寺以降にみられた古墳時代の「豪族居館」研究と同じ軸を踏まないためには、古代豪族の特質とその居住施設が、一般集落からいかに隔絶していたかについて、各地域のそれまでの歴史的の前提を踏まえ、明らかにしていく必要がある(註3)。

豪族は、行政的な国家権力や中央貴族などの権力を背景に持ち、その権力を支える経済的基盤や武力行使能力が、世襲的に備わっていたと一般的に考えられている。

ところで豪族とは何か。あまりにも豪族そのものが抽象的な表現で、具体的な定義付けは、これまでそれほどなされてこなかった。唯一、青木和夫氏が、「いわゆる社会的分業が、まだ充分に展開していない時代に①農業を中心とする大規模な経営を②世襲的に営んでいた⑧有力者たち」と、古代史の立場で提言されているに過ぎない(青木 1974)。それは、

- ①、大規模農業経営—背後に大規模な耕地や戸口・寄口となる集落をかかえること
  - ②、世襲的権力—居宅は継続使用されるか、世代交替の時点で移転があること
  - ⑧、有力者の存在を示す遺構・遺物—經濟的・血縁的・行政的に優位な遺物がみられること
- と、言いかえられよう。

ちなみに青木氏が、古代の地方豪族として取り上げたのは、国造・郡司・富豪層・土豪・國司・受領・私營田領主などと称された人々である。

ところで古代豪族の家は、本来、生産の基本（最小）単位である「戸」や「家族」「家」の小経営から出発し、共同体の首長や共同体を基盤とし、突出した存在が行った大規模経営へと位置づけて行くべきである。ところがこの小経営の基本である単位集団の描出が、また難しい問題である。しかし堅穴住居と若干の屋から構成される東国的一般集落とは別に、人形住居や人形掘立柱建物跡で構成され、出土遺物にも傑出した要素をもつ遺構群が、集落内の一帯に形成された事例も存在する。

こうした事例は、国郡制下の郡家の一施設であったり、郷を単位とする末端官衙（郷家・郷衙）との繋がりが深く、このような官衙（公的施設）といわゆる豪族の家が、未分化であった可能性は高い。おそらく豪族の家の一部が、末端官衙として機能していたことも充分考えられる。また国府や郡家などの「館」では、官衙の一部が、私的に使用されており厳密に公私を分けることは難しく、余り意味のあることでもない。そのためあえて公（官衙）と私（家や宅）を分離して検討するではなく、各遺跡を総合的に判断し、遺跡と遺跡を相互に比較することで考察していくこととする。

そこで作業仮説として、次の項目を豪族の家にかかる構成要素とし、項目のいずれかを含む遺跡について、分析を試みることとした。

- ①、区画施設—豪族が民衆から離れていたとするならば、溝跡・土塁・柵列などで区画された施設が存在する可能性が高いこと
- ②、大形住居・掘立柱建物跡群—豪族の住まいが、一般の堅穴住居とは、隔離していたならば、大形の堅穴住居と掘立柱建物跡などで構成される遺構群がみられること
- ③、食事や饗宴—多くの戸口や寄口をかけ、また有力者間の縁帶を深めるための食事や饗宴が、行われていたならば、須恵器の大甕や大量の食器が消費されていたはずであること。
- ④、奢侈的遺物—豪族の富裕な生活を映す奢侈的で豊富な消費を示す遺物や、宝器・仏具等の遺物が出土すること
- ⑤、手工業生産—鉄・鐵錐・漆などの手工業生産を取り込んでいること
- ⑥、硯・刀子・腰袋など文書事務や官人とかかる遺物が出土すること
- ⑦、馬具や武器・武具が、大量に出土すること
- ⑧、津や古代道路、河川とのアクセス地点など、交通に至便な所に立地し流通の拠点であること
- ⑨、近隣に水田や牧、あるいは水産資源など核となり、余剰生産物を生み出すことのできる経済的な基盤が存在すること

とくに本稿では、①と②の要素を重視し、東国における「豪族の家」にかかる遺跡を類型化し検討した（註4）（表1）。東国に限定したのは、集落の景観が、7～11世紀では、若干の掘立柱建物群を含み、堅穴式住居を主体とすることで共通するからである。しかし掘立柱建物跡群が、集落の主体となる越前から出羽地方や、いわゆる防御集落あるいは堅穴住居のみで構成される陸奥北部は、検討の対象外とする。

なお古代国家の本拠支配にかかる施設、たとえば郷家や郷長といった範疇が、実体の遺跡の中でどのように反映されてくるか明確に説明されるとも考えられず、そのうえ新たな範疇としての地方豪族という側面を加えるとするならば、問題をさらに複雑化させるばかりとなってしまう。

そのため郷家・郷長については、郷家正倉機能の分散化として郷倉、古代国家の地方末端支配にかかる執務者としての郷長という側面にかぎり用いることとし、地方の経済を握り、地域支配（古代豪族的な経営、私的な人規模経営）の存在を示唆させる①・②のような条件を備えた遺跡について、検討することとする。当然、その経営は、国家や中央の有力者との連携が想定され、その主人公は、官人機構の末端に網み込まれていたことが予測される。問題は、いかに経済活動やモニュメントから個々の遺跡の個性を導き出し、その遺跡が地域に果たした役割を明らかにするかにかかっている。

豪族の家及び間違遺跡



## 1 郡司の家と郡家の館

在地の支配権を握る郡司は、地方豪族の象徴といえよう。郡司と一口にいっても大領から少領・主攻・主帳など複数おり、また郡内には、『常陸国風土記』伝太郡条でも明らかなように、立郡にかかる郡司以外の新興豪族も複数存在していた。郡内には、郡司に匹敵する豪族が、多数存在したこととなる。その一方で郡司は、郡内に絶大の権力を及ぼし、その家族は、少ない戸籍史料(註6)などから明らかなように戸口の多い大家族であり、郡内に大規模な生産拠点をもっていた。

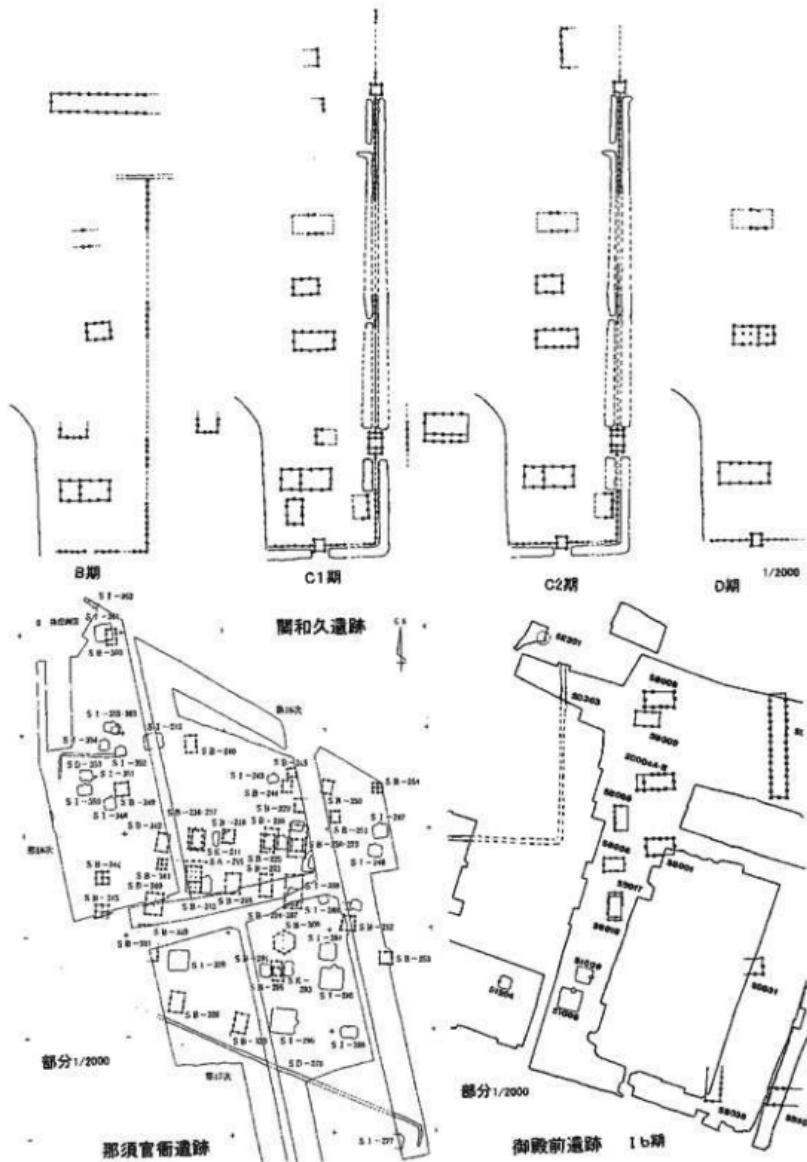
ところで郡司は、広大な郡域の内部にそれぞれの経営拠点(「宅」)をもち、その宅は、伝承され、世襲されたと考えられる(註7)。そして郡司は、郡内各所の宅を拠点に大規模経営を行い、その中心となったのは、むろん郡司の「家」であったといえよう。郡司の宅が、伝統的に経営され続けているとすれば、郡司の「家」も郡内各所に存在した可能性が高い。

また郡家機能の拡大とともに、郡司が郡家の周囲に集住したり、郡家が在来の有力豪族の拠点に営まれた場合、郡家政序や正倉の近隣に郡司の「家」が営まれた可能性は高い。さらに郡司の「家」の一部が、官衙としての郡家建物(郡衙)に使用された場合を予測すると、すでに大方が認める郡家遺跡の一部やその周間に郡司の「家」が発掘調査で見つかっている可能性は低くない。次にその概要を記しておく。

調査事例の検討に入る前に郡司の家と郡家の館について、文献史料から若干の予測を立てておきたい。まず郡家に設置された館であるが、「上野国交替実録帳」によると、郡内に一から四の館がみられ(実際は無実となっている建物を含む)、それぞれ宿屋・向屋・副屋・厨・厩などから構成されていたことが判る。これらの建物は「官舎帳」に記載され、私的な使用は限定された。また修理や増改築にも許可が必要だった。当然、郡司の私的財産である家は「官舎帳」に掲載されない。つまり公的宿泊・留住施設である「館」は、国家の所有にかかることとなる。

ところで館の構成要素である宿屋・向屋・副屋・厨・厩などは、一方で地方豪族たる郡司の家にも備わっていたことが予測される。概念上、史料用語として「館」と「家」とは、決定的に異なるが、実態としての遺跡では、明確に分かちがたい。例えば『今昔物語集』では、「寝殿・対屋・厨・厩」などから郡司の家は構成されていた(註8)。主屋建物が、郡家の館は「宿屋・向屋・副屋」の三棟構造、郡司の家は、「寝殿・対屋」の二棟構造となっている。つまり館は、政庁と共に通した空間、家は、京内の貴族の邸宅であるいわゆる寝殿造りの延長にある構造とも理解できよう。そこまで郡家に近接した郡司の家、または郡家の館にかかる遺跡について概要を記しておくこととする。なお各遺跡の郡家としての存続時期は、表1の通りである。

まず常陸国新治郡家跡では、詳細は不明だが正倉群の南西に「郡家跡」とされた郡司の居宅跡が広がっていたとされる(高井 1994)。大きさの異なる4棟が、平行に並ぶように復元されているが、詳細は明らかではない。また陸奥国磐城郡家(根岸遺跡)では、正倉群や政庁南の舌状台地に大形住居や掘立柱建物跡からなる居宅跡が確認されている(猪狩 2000)。さらに武藏国襟澤郡家(熊野・中宿遺跡)では、政庁は未確定ではあるが、正倉群の南に大形建物からなる居宅跡らしき施設が確認されている(鳥羽 2001)。美濃国武儀郡家(弥勒寺東遺跡)では、正倉院・政庁院の東に「館院」とされた遺構があり、ここは郡司の居宅の可能性が高い(田中 1998)。



第1図 都家の跡(1)

武藏国豊島郡家（御殿前遺跡）では、正倉院と政府に挟まれた地点やその南に、多数の掘立柱建物跡や住居跡が確認され、郡司の居宅とのかかわりが推定されている（田中 1988）。また下野国那須官衙関連遺跡では、西から正倉院・政府院・厨院・館院と推定される建物群が確認されている（大橋・板橋 1998）。さらに陸奥国白河郡家（関和久遺跡）の中宿・古寺地区では、横列に囲まれた中に掘立柱建物跡群が確認され、「館院」ではないかとされている（木本 1973）。武藏国都筑郡家（長者原遺跡）では、正倉群・政府とともに大形建物群が確認され、「館」とされている（水野 1990）。

このほか郡家の正倉や政府は未確認だが、確実に郡家の中枢施設であり、郡司の居宅、あるいは郡家の館と推定される例として、以下の遺跡を挙げることができる。

駿河国志太郡家（御子ヶ谷遺跡）では、「志田大領」や「志少領」など大量の墨書き土器が出土しており、志太郡家の厨に準備された土器と考えられる。とくに一点のみではあるが、「志少領殿」と記された墨書き土器が出土したことから、遺跡内に少領にかかる建物が、存在したことは明らかである（八木・磯部 1981）。また下総国埴生郡家（大畠 I・II 遺跡他）では、多数の掘立柱建物跡群が確認され、郡司の居宅または郡家の館と推定されている（石田 1985、大野 1986・1987）。

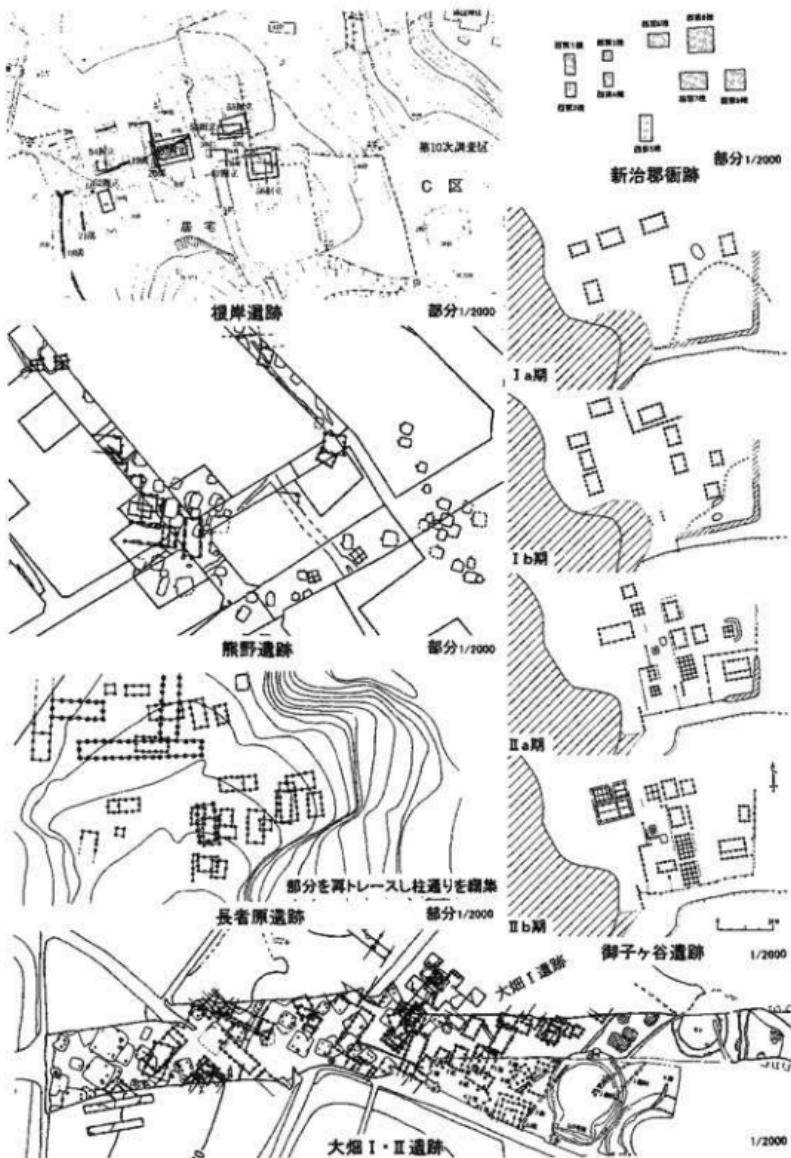
以上の事例は、郡家内の正倉や政府等とともに郡司の居宅や館が確認され、居宅・正倉・政府等、郡家の各施設が、同時期に機能していた。これらの調査事例から郡司の家と郡家の館の構成要素について検討を加えることとした。

外郭施設 弥勒寺東遺跡では、長良川と正倉群の狭間に郡司の居宅が想定されている。この地点は、長良川から物資を荷揚げした場と推定される。石列が、山肌に直交するように確認され、石積み列の一部に東門とされる部分があった。居宅の外郭を覆った施設とされる。この他、郡家に隣接した居宅では、外郭施設の確認された例は乏しい。ただし根岸遺跡では、郡司の家と推定される遺構群が、他の施設と異なる舌状台地に立地しており、土地利用に景観的な隔絶感があった。

一方、館と考えられる一群は、区画溝や横列などによって囲まれた「院」（館院）を構成していた可能性が高い。例えば御殿前遺跡の場合、政府と正倉の間に三棟以上で構成される三単位以上の建物群が見られ、区画溝で区分されていた。また白河郡家中宿・古寺地区でも東辺と南辺が横列で囲われ内部に数棟の建物群が存在した。同様の例は、倉吉市不入岡遺跡（伯耆国久米郡家）でも確認できる。那須官衙跡でも建物群を区画する溝が確認され、「館院」と考えられている。

建物配置 熊野・中宿他遺跡では、いくつかの掘立柱建物跡が存在するが、その内最も大形の建物は、L字形の配置がみられる。大形竪穴住居も隣接している。また根岸遺跡では、調査範囲に制約があるが、尾根筋に沿ってL字形に大形の掘立柱建物跡が配置されている。またやや離れて東に大形の竪穴住居が存在する。

さらに御子ヶ谷遺跡では、当初は単純な配置であった建物群が、Ⅱa期から複雑な配置をとるようになる。Ⅱa期の遺構は、井戸跡を中心とした「厨家」、東西の大形建物、その中央には三・四棟の南北棟が、棟を揃えて並ぶ。このような規格性が見られず、複雑な配置であることや郡名・郡司名を書いた墨書き土器の消滅など、御子ヶ谷遺跡の性格が、それまでとは大きく変わったことを示している。ここでは、郡家の館から郡司の家へ移ったと理解しておきたい。



第2図 郡家の館(2)

また上墨を伴う静岡県長者屋敷遺跡では、大形の建物が、L字形に配置されていたようである。このほか大畠I・II他遺跡では、調査区に制約があり、不確定な要素が強い。掘立柱建物跡群の東南に竪穴住居跡群と井戸跡が確認されている。

これらから郡家に隣接した郡司の家には、主棟建物・副屋建物・井戸跡・竪穴住居・方形建物跡等が、地形に左右されながらも棟方向を揃え、建てられていたようである。

**主屋建物** 梁岸遺跡では、梁行三間の五間四面屋が見られ、御子ケ谷遺跡では、梁行三間の五間屋、また熊野・中宿他遺跡では、梁行三間の八間屋（推定）がみられ、それぞれ居宅の主屋といえる格式の高い建物である。

**倉庫** 郡司の居宅や郡家の館にかかる遺跡では、縦柱建物の倉庫の確認事例は少ない。ましてや郡家正倉に匹敵する三間以上の大型倉庫は、ほとんどみられない。ただし厨に隣接した小規模な倉庫や壁の付属棟としての倉庫は、一・二棟みられる。これらは、柱間が短いことや往穴が小さいことなどから、隣接する壁の補助機能を充たす目的で随時たてられ、蓄財やその運用のために恒常に使用されたのではなかつたと考えたい。

**内部施設** 前述のように各遺跡で大型住居と井戸跡が確認されており、郡司の居宅内に厨が存在していた可能性は高い。また小形の掘立柱建物跡の中には、厩の機能を備えた建物が存在した可能性も指摘できよう。ただし国司の館のように「池」や「造り水」など、景観を楽しむ庭が付属する例は見られない。

**出土土器** 郡司の居宅で使用された土器は、これまでの事例が7世紀後半から8世紀代の事例であったため、際だった特色はみられない。唯一、畿内高麗文土器がみられる程度である。この他、特色的な出土遺物として、根岸遺跡・大御遺跡・閑和久遺跡などで陶器が見られる。陶器同様、郡司の存在を直接反映した腰帶は、ほとんどその出土が見られない。

## 2 集落と豪族の家

次に国府や郡家とされる遺跡を除き、国都内にみられる豪族の家とかかる遺跡について、検討を加えることとする。当然、地方には、郡家の機能や国府の機能を補完した出先や末端の官衙、交通関連施設である駅家や寺院・神社、さらに初期莊園の庄家などもあり、豪族の居宅やその一部が、こうした施設そのものであったし、公的施設として転用された可能性もある。

ところで発掘調査で明らかとなるのは、特殊な場合を除き基盤された情報であって、時期別に区分切られた景観は、連續性の一斷面にすぎず、遺跡は断絶のない経過の中で、重層的に得られた歴史的産物である。このことを踏まえると、重層的な一枚の全体図では問題の所在、たとえば豪族の居宅が、寺院となった場合のような機能の転化や、各遺構のもつ役割りの移転などをつかみにくい。

そこで時期別の全体図からどの遺構がどの遺構へ発展（機能の移転）したのかを推定し、各機能を担った建物群が、どのように推移したかを探ることを心掛け、遺構の構成から豪族の家を類型化する作業を進みたい。ただしここに類型化した遺跡には、駅家や神社・館なども含まれており、全てが豪族の家というわけではない。遺跡内に隔離した単位の区画や建物が見られた遺跡について、遺構の類型化を図ったに過ぎない（計10）。

## (1) 区画施設と大形建物群

### I 区画施設を伴う遺跡

国府や都家以外の遺跡で、区画施設を確認した例は、付表の通りである。柵列や区画溝あるいは土塁などで、方形に全体または一部を区画した場合と、遺跡内を分割した場合がある。

#### A 単独の方形区画

福島県觀音崖敷遺跡（区画溝）、茨城県本居敷遺跡（区画溝）・横内遺跡（区画溝）、群馬県今井道上遺跡（二重区画溝・上品）、八木原沖田遺跡（柵列）・猿塚四反歩遺跡（柵列）、埼玉県小山ノ上遺跡（柵列）、大寄遺跡（柵列）、丸山遺跡（柵列）、千葉県芳賀輪遺跡（区画溝）、神奈川県神隱丸山遺跡（区画溝）、静岡県横山遺跡（柵列）、長者屋敷遺跡（二重区画溝・土堤）、長野県関口B遺跡（区画溝）・関口A遺跡（柵列）などがある。

これらの遺跡は、方形の区画が、独立した施設である場合（遺跡名に下線で表示）と、集落の一部が区画された場合に分けることができる。

芳賀輪型 独立した区画施設の場合、狭く細い溝で方形に区画されていた。門も貧弱である。内部は、掘立柱建物で構成され、小規模な堅穴住居がやみられる。構築された時期は、7世紀から10世紀まで様々である。規模はやや小さい。区画内の施設は、大変貧弱で、古墳時代に全国で登場するいわゆる「豪族居館」と共通する点が多い。

関口A型 7世紀末から8世紀にかけて、雑然とした柱穴からなる柵列や門で集落の一部を区画した遺跡。区画内部に大形の住居はなく、棟方向を描いた掘立柱建物群がみられる。区画の内外に堅穴住居がみられる。関口A遺跡（柵列）・丸山遺跡（柵列）が代表例である。

関口B型 幅広の区画溝を開削するか、重複の少ない一本柱穴列の柵列を構成した観音崖敷遺跡（区画溝）・本居敷遺跡（区画溝）・今井道上遺跡（二重区画溝・土堤）小山ノ上遺跡（柵列）・長者屋敷遺跡（二重区画溝・土堤）・関口B遺跡（二重区画溝）・鎧物御屋敷遺跡（区画溝）・静岡県横山遺跡（柵列）・埼玉県百濟木遺跡（柵列）は、1辺100m前後の広大な面積を区画している。方形区画が、条里地割に一致する静岡県内荒遺跡や埼玉県岡部条里遺跡なども、この例と共に通しよう。関口B型の遺跡では、規模の大小はあるが、門があり、大形の堅穴住居とその背後あるいは西（東）側に南北棟の掘立柱建物跡群がみられる。

#### B 区画の連続する一群

宮城県中田南遺跡（区画溝）、赤井遺跡（柵列・区画溝）、群馬県下東西遺跡（区画溝）、上栗須遺跡III区（区画溝）・大八木崖敷遺跡（柵列・区画溝）、栃木県西下谷田遺跡（柵列）、埼玉県中堀遺跡（区画溝・柵列）、長野県宮の坂A遺跡（区画溝）、下神遺跡（柵列・区画溝）、吉田川西遺跡（区画溝）等がみられる。

広大な面積が、柵列や区画溝で仕切られ、門や外郭施設のみられる場合もある。また区画内の分割は、機能による使い分けを予測させる。それを裏付けるようにそれぞれの遺跡で、中心核となるブロック、小形掘立柱建物跡群のブロック、堅穴住居群のブロック、鉄や銅など生産にかかるブロックがみられる。7世紀から11世紀まで確認でき、それぞれ異なる性格の遺跡である。

下東西型 群馬県下東西遺跡や栃木県西下谷田遺跡、長野県宮の坂A遺跡は、大形の区画内に



第3図 郡家の館(3)、芳賀輪型・関口A型・沖田型

梁間3間×桁行7間前後の大形掘立柱建物跡が並列し、小形の廻や若干の倉が付属する。別の区画には、やや持続的な形態の聚穴建物があり、小規模な手工業生産や厨にかかっていた。この三遺跡は、7世紀後半から8世紀初頭にかけて形成された遺跡である。

**下神型** 大八木屋敷遺跡や中堀遺跡・下神遺跡・吉田川西遺跡・三間沢川左岸遺跡・北方遺跡等は、9世紀前半から11世紀にかけて急速に発展した遺跡で、各種手工業生産にかかり、中心核的区画が存在する。前の沖田型との最大の相違点は、区画の内と外で、決定的な階層差が存在することである。また大形住居を中心として遺構群が展開する。

福島県星敷遺跡もその一つであろう。河川の東に展開した建物群は、南面する主殿と二棟の南北棟の脇殿が確認でき、あたかも寝殿造的な建物配置をとる。更に南には、井戸跡がみられ、東に付属棟もみられる。南には、河川に直交した二条の溝跡があり、道路が想定される。大形の堅穴住居が含まれるのは、会津盆地の遺跡が日本海側の集落景観と共通するからであろう。

**沖田型** 細かな重複の激しい柱穴の横列が、区画を形成する。八木原沖田遺跡（横列）・篠塚四反歩遺跡（横列）・大寄遺跡（横列）は、規模も一辺50m程度で明確な門をもたない。堅穴住居を主体に構成される大規模な集落の一角が、横列で区画される。八木原沖田遺跡や大寄遺跡などでは、横列の区画外も方形を基調とする無遺構地帯が存在することから、個々の集落の編成原理に則って形成された区画といえよう。区画も内部の西側は、堅穴住居や掘立柱建物跡群が集中するが、東側は閑散としており、また明確な区画施設もみられない。9世紀前半から10世紀に形成される。区画内の聚穴は、重複が激しい。北関東から信濃にかけて形成された遺跡にみられる。

なお東北地方の城柵や都家、あるいは櫛戸とかかる赤井遺跡（区画溝・柵木列）・一里塚遺跡（横列）・出追町遺跡（区画溝・柵列）・舞楽遺跡・中田南遺跡（区画溝）などの柵木列とは、材の大きさや区画の広さが大きく異なり、全く別の類型である。

表には、他の遺跡にも区画施設はみられるが、調査区の関係から全体像の把握はむずかしい。東川端遺跡（区画溝）・伊勢町天神A遺跡（横列）・上飯島芝根II遺跡・一万田遺跡（横列）などがある。

## II 区画施設を伴わない遺跡

堅穴住居や小規模な掘立柱建物からなる東国の一いわゆる一般集落では、大形の掘立柱建物跡や、近10m前後の大型堅穴は、それほどみることはできない。ここでは、区画施設を伴わずに特別な遺構を検出した例について、若干の検討を試みておきたい。

### A 大形掘立柱建物跡のみで構成される遺跡

**上町型** 千葉県日秀西遺跡の柏原郡家正倉前身遺構や岐阜県上町遺跡では、7世紀後半から末にかけて大形の掘立柱建物跡が確認された。日秀西遺跡では、古墳時代後期から継続する集落を移転させ、六間屋・三間四面屋他を造営し、上町遺跡では、七間屋や四間屋他が、閑散とした景観に建てられ、後に郡家へと転進した例は、宮城県古川市名生館遺跡や、千葉県栗焼跡遺跡・栃木県小山市千駄木浅間遺跡などで確認できる。

なお山王廃寺では、建立の時期が問題となる（7世紀第Ⅲ四半期新）が、その成立以前に棟方向



本歷史遺跡 1/2900



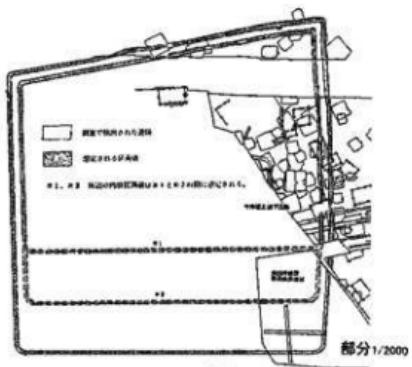
網秦雲數遺跡 1/2000



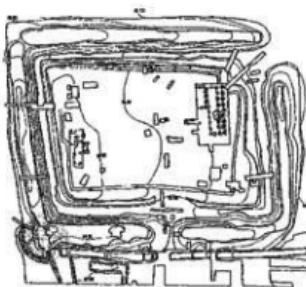
關口B遺跡 1/2000



教師趕遺跡群 1/2000

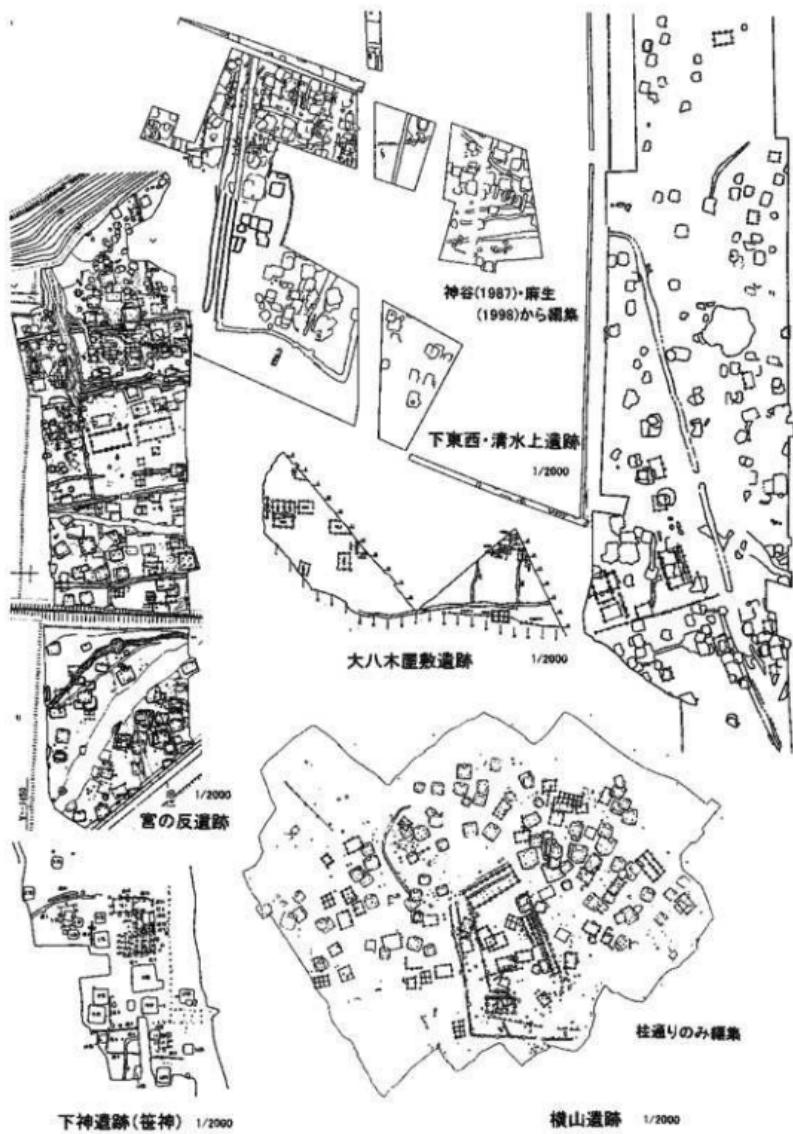


## 今井道上遺跡

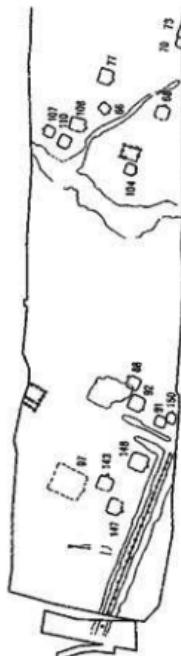


長者歷數遺跡

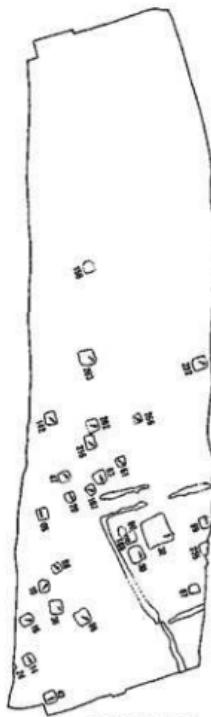
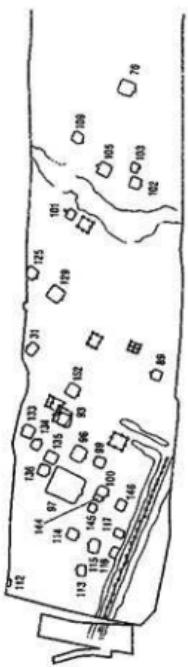
#### 第4圖 開口B型



第5図 下東西型・下神型



下神遺跡(中央道)



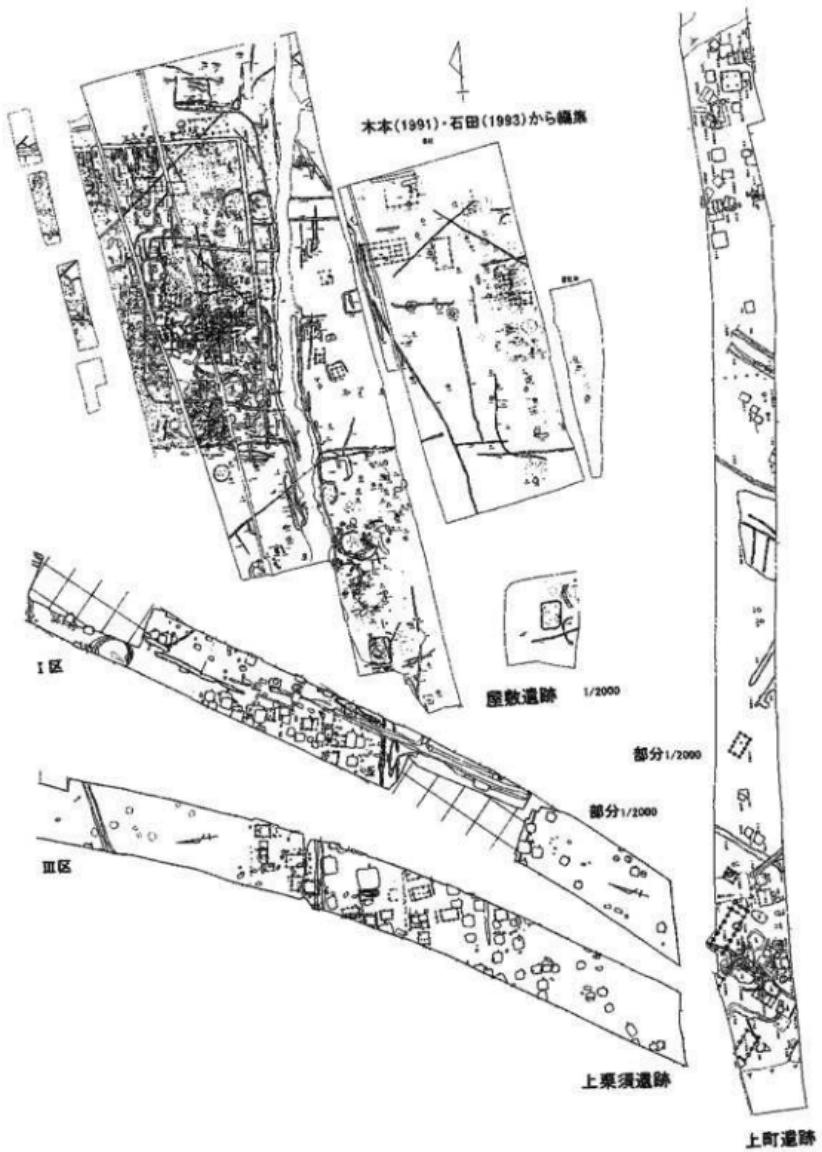
吉田川西遺跡 1/2000



小山ノ上遺跡 部分1/2000



三間沢川左岸遺跡 1/2000



第7図 下神型・上町型

が、45°傾く屋と倉庫群が見られ、一説に山王庵寺を営んだ上毛野氏の居宅とされている（木津1995）。ただ山王庵寺で確認された倉庫群は、三間柱の建物で5棟以上の大規模倉庫が、規則的に並立する形態である。この山王庵寺の事例は、弥勒寺東遺跡や東山遺跡・長者原遺跡、あるいは仙台市郡山遺跡など郡家（評家）政庁が、正倉群に取り囲まれた例と共通する。山王庵寺の前身施設であることを考慮すると、車評家とかかる遺構とも推定できよう。

#### B 大形掘立柱建物跡と大形住居で構成される遺跡

福島県砂部遺跡・星の宮ケカチ遺跡・千葉県大袋山王第2遺跡・大袋小谷津遺跡・埼玉県光山遺跡0期遺構群・北島遺跡第2地点・将監塚古戸遺跡第4住居群・稻荷前遺跡A区Ⅲ期・千葉県高岡大山遺跡・長野県小池遺跡では、横列はみられないが、建物の規模や周辺集落との比較から突出した有力者の存在が伺える遺跡である。

**大袋型** 大袋山王第2遺跡（下総国印旛郡）や光山遺跡0期遺構群（武藏国入間郡）は、7世紀代に形成された遺構群である。両者とも人形の竪穴住居や掘立柱建物跡がみられ、東海地方西部（湖西窓跡群）の須恵器坏焼類を大量に消費していた。とくに大袋山王第2遺跡では、大形の四面壁をはじめとして18棟の屋がみられる。房總半島では、樹枝状台地に立地するため掘立柱建物群の棟方向に統一性が、しばしばみられない。

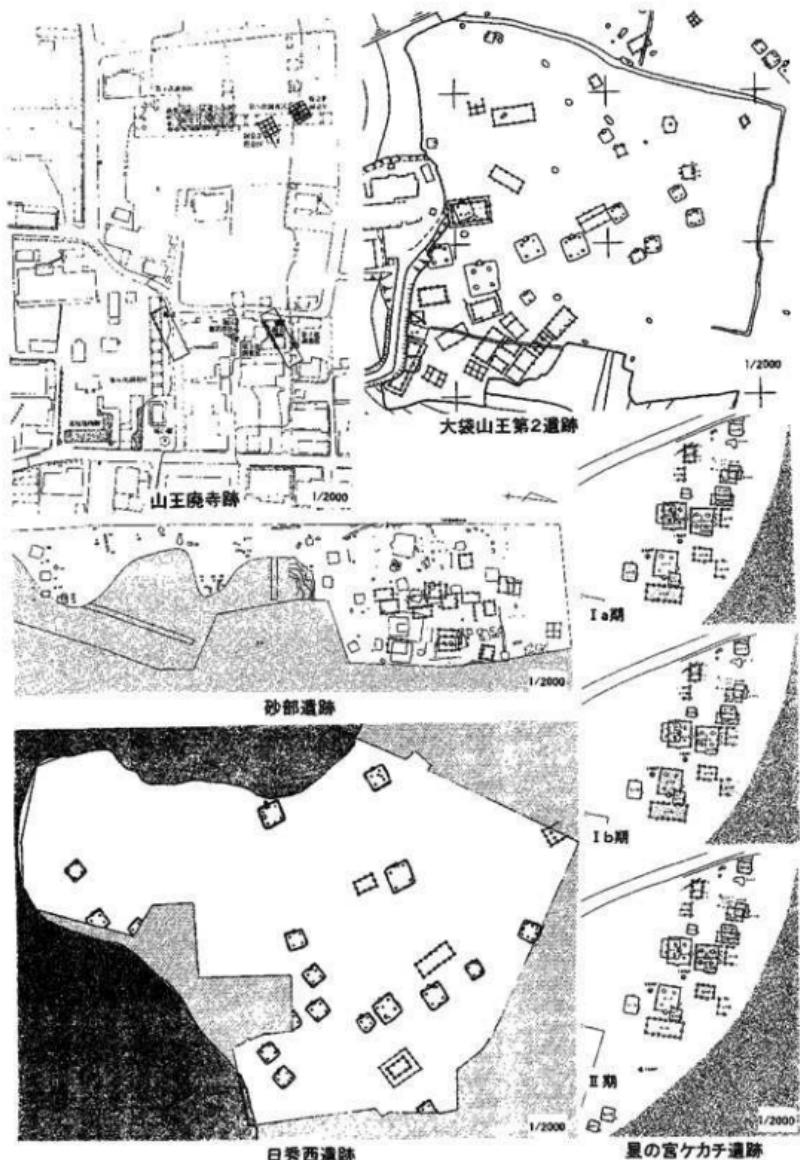
将監塚・古戸遺跡第4住居群は、梁間三間・桁行四間に西面庇の付く建物を最大とし、東南隅に大形住居跡・井戸で構成される遺構群である。建物群は、実に開散と配置される。竪穴住居跡が、東南に配置される。建物構成は、次の正直C型と共通し、規模の相違といえよう。8世紀から9世紀前半にかけてみられる。ただし縦柱倉庫の付属はない。ほかに砂部遺跡・星の宮ケカチ遺跡・北島遺跡第2地点・小池遺跡などが共通する。建物群の構成要素は、郡家に近接した郡司の家に匹敵する。

なお千葉県高岡大山遺跡は、三間屋と二間倉が、尾根筋に棟筋を揃えて3～4棟を単位として建てられた。中心に四問四面壁や大形建物がある。日秀西遺跡と異なるのは、掘立柱建物群が形成されて以降も、竪穴住居が継続したことである。この建物群が、郡家正倉や郷倉にかかる倉庫群なのか、豪族の私的財産を備蓄するための倉庫群か、あるいはそれ以外か、にわかに判断しにくい。しかし高岡大山遺跡は、物資集積の拠点的施設であり、印旛郡の経営にかかる豪族の一拠点といえよう。

#### C 大形住居とこれを取り囲む数棟の屋と数棟の倉で構成される遺跡

福島県台畑遺跡・正直C遺跡（V地点）・谷地前C遺跡・群馬県芳賀東部団地遺跡・上栗須遺跡1区・埼玉県北島遺跡第14・15地点・岩槻原檜下遺跡・塚の越遺跡・北坂遺跡・石井A遺跡・千葉県油作第2遺跡・砂田中台遺跡・山田水呑遺跡・大袋小谷津遺跡・遂昌路遺跡A地点・長野県中二子遺跡・南栗遺跡・小原遺跡・北方遺跡などの遺跡が相当する。

**正直C型** 東南の隅に一辺7m前後の比較的大形な竪穴住居を置き、この住居跡を囲んで西から北に「L」「コ」字型の掘立柱建物群が形成される。地形に左右されつつもその外側に二～三間倉が、棟をそろえて並ぶ。掘立柱建物跡の柱穴や柱痕跡は、貧弱である。最大の建物でも一面庇の三間屋程度である。井戸が、併設される場合や鍛冶関連遺構が、隣接または併設される。



第8図 上町型・大袋型

遺構群の基本的な構成単位は、**大形住居1軒**+**屋3~4棟**+**倉2~4棟**+**(井戸・鍼治等)**であり、屋よりも竪穴住居が、構成の主体となっている。正直C型は、前の郡司の家に比較すると、やや貧弱である。とくにこれらの遺跡は、8世紀後半から9世紀前半にかけて顕著に現れる。また芳賀東部団地遺跡や毛樹原・捨下遺跡等の各遺跡で正直C型の遺構群が、同時期に複数共存していたことも特徴である。集落内に有力な集団が、複数成長してきたことの反映であろうか。正直C型とは別に大形の竪穴住居跡を伴わず、小形の屋や倉のみで構成された遺跡・遺構群は、郡の徵税機能を分掌して郡単位の物資を集積や管理した施設である可能性もある。

#### D 遺跡の空白帯の存在から方形の区画が想定される遺跡

若葉台型 埼玉県・若葉台遺跡・神奈川県向原遺跡・千葉県大網山田台遺跡・油井古塚原遺跡では、竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが密集しつつも、方形を基本とする空白帯の存在が指摘されている。この空白帯は、方格地割ではなく、複数の不正方形単位の連続となっている。この単位に前の「院」のような区画施設は確認できない。内部に大形住居跡や掘立柱建物跡群の単位があり、その構成要素は、一定ではない。各ブロックは、異なった役割分担が存在していた。

このほか福島県四百刈遺跡・千葉県大北遺跡・埼玉県阿知越遺跡・花の木遺跡などの遺跡では、一般集落と遺構の差はないが、出土遺物に際だった特色がみられる。流通の結節点として重要な役割を担った遺跡である。

以上、区画施設とその内部構成からみた各遺跡の特色を述べた。その歴史的・地理的条件と、遺跡の形成過程を考えたとき、様々な類型が生じることは予測されたが、改めて古代地方社会の複雑な一面を見る思いがする。

#### (2) 出土遺物からみた豪族の家

次に各類型の遺跡と出土遺物の分析を通じて、列挙した各遺跡の特徴をより明らかにし、一般集落との消費形態の格差、あるいは列挙した遺跡間の格差が、どのように生じるのか検討を加えておきたい。

7世紀から8世紀前葉 長野県以東では、出土遺物の主体は、まだ土師器であり、5・6世紀の延長であった。須恵器の大規模生産は、未だに展開せず、供給源は、東海地方西部の湖西窯跡群や美濃須衛窯跡群、あるいは、地方の小規模窯に頼っていた。そのなかで、静岡県横山遺跡・大袋山上第2遺跡・東京都御殿前遺跡・日秀西遺跡・大畠Ⅰ他遺跡・大北遺跡などの遺跡では、東海地方西部豪須恵器を豊富に消費していた。これらは駿河、武藏、下総など東海道沿いの遺跡である（鶴間 2001）。

また埼玉県八幡太神南遺跡では、近隣に独立に須恵器窯を開窓し、比較的大量に須恵器を消費していた。さらに岐阜県上町遺跡や長野県恒川遺跡などは、美濃須衛窯跡群からの供給を受けていた。

とくにこの段階、須恵器の最終的な消費は、まだまだ古墳や横穴墓であった。求心的な需要を支えていたのではなく、郡家や郷の中心的な集落や施設は、流通のターミナルとして存在していたにすぎない。しかし牛座を抑制し、その流通量をコントロールしたのは、やはり在地支配に根付き、在地の流通を掌握した豪族の郡司層であろう。とすれば比較的畿内窯址文土器を豊富に出土したこと、畿内（都城）や干樋、あるいは国司・総領などとの接觸の結果と理解できよう。

第4住居跡

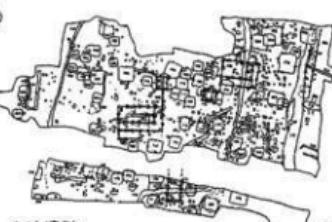


古井戸・井監塚遺跡



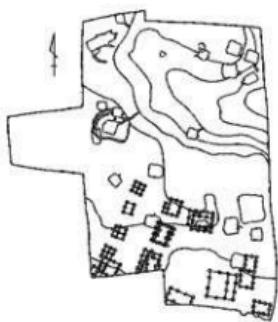
北島遺跡 第14地点

部分1/2000



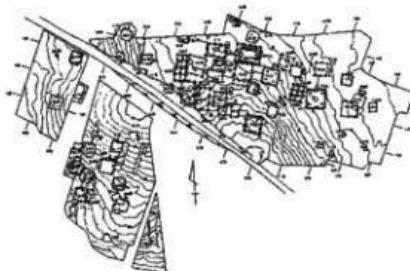
小池遺跡

1/2000



正直C遺跡

1/2000



谷地前C遺跡 1/2000

第9回 大袋型・正直C型



第10図 正直C型・若葉台型

また、食器が大量に出上した遺跡は、郡家の館や隣接した郡司の家にかかる遺跡として、御殿前遺跡・根岸遺跡・大畠 I 遺跡・八幡太神南遺跡・仙台郡山遺跡・大北遺跡・熊野中宿遺跡がみられる。大袋型では、大袋山上第 2 遺跡がみられる。閑口 B 型では、東川端遺跡・上栗須遺跡・横山遺跡・長者岸敷遺跡がみられる。下東西型では下東西遺跡である。

ちなみに大量の食器を出土する堅穴住居跡は、一般集落でもまま見られる。食器の大量準備は、国司や郡司・地方有力者の饗宴や宴會、あるいは集中的な労働力の確保が必要な大工事や農繁期の酒魚型労働への給付にかかる食事などであろう。

また須恵器大甕も、酒を準備する重要な容器である。その保有は、饗宴の主催者であり、労働用具や給付品を準備できる有力者に限られていたと考えられる。まさに須恵器大甕の出土は、豪族的な消費の一側面なのである。ただし須恵器大甕は、繰り返し使用され、占墳へも供獻された可能性があり、また古墳築造が停止した以降は、ほかの物品とともに集中廃棄されたのであろう。この段階の須恵器大甕や食器の大量消費は、郡家や閑口 B 型・下東西型・上町堀の遺跡でみられた。

鉄生産にかかる遺構・遺物は、郡家には確認できるが、それ以外は、木屋敷遺跡や下東西遺跡などで確認される程度である。郡家の鍛冶遺構は、郡家の消費する釘や金槌、鍛などの建築金具などの需要をも考慮すべきであろう。その一方で豪族の直接的な需要、たとえば大袋山上第 2 遺跡の圧倒的な鐵鎌の出土量を賄った鉄牛産関連工房は、近隣の集落内にあったと考えたい。つまりこの段階の豪族の家には、簡便な補修程度の鍛冶工房以外は、存在しなかったのである。

また大袋山上第 2 遺跡の集中的な武器の保有は、私的に保有された武器を空開の地に建てられた兵庫に収公した大化改新詔の条文を想起させる。しかし大袋第 2 遺跡では、7C 中葉から末にかけての堅穴住居跡から武器が出土しており、一部地方では、豪族の保有した武器の収公が、改新詔より相当遅れることを示す事例であろうか。ちなみに『日本書紀』大化二年の東國国司詔では、上毛野国總領の紀麻利臣が、在地豪族の朝倉君に鉄刀をつくらせたとある。朝倉君のかかる工房には、鉄刀をはじめとした武器・武具が、生産されていたのである。

なおこの段階、馬具や銅鏡などの奢侈品の出土は、ほとんどみられない。しかし根岸遺跡や上町堀遺跡他では、硯の出土がみられた。また紡錘車や漆闇連遺物は、きわめて少ない。手工業生産にかかる遺構は、まだ豪族の家に取り込まれていなかったようである。

8世紀中葉から9世紀前半 8世紀中葉以降、大規模な須恵器窯が各地に展開すると、食器は、一部の地域を除いて須恵器へと転換し、一般集落の需要をさらに充足させるため操業を拡大した。とくに台地内部へ新規参入した埼玉県若葉台遺跡や坂戸市入西遺跡群などの集落へは、積極的な須恵器の供給がみられた。食器における須恵器生産の解放は、食器を安定的にしかも大量に供給するシステムの形成につながっていた。

今回検討した遺跡の中でこの段階に食器の大量消費がみられたのは、郡家の館や郡司の家では、大畠 I 遺跡・閑和久遺跡・御子ケ谷遺跡などである。大袋型では、将監塚・古井戸遺跡・福荷前遺跡 A 区・北島遺跡（第 2 地点）・小池遺跡・郷楽遺跡などである。また正直 C 型は、皂樹原・横下遺跡・台烟遺跡・谷地前 C 遺跡・山田水谷遺跡・小原遺跡などである。さらに若葉台型では、多功南原遺跡・若葉台遺跡などがみられる。

これらの遺跡では、須恵器大窯の出土率も高く、しかも複数個の出土例が多い。とくに南栗遺跡は、18点と群を抜いている。その一方で鉄生産にかかる遺跡は、南栗遺跡・若葉台遺跡・将監塚古井戸遺跡・熊野中宿他遺跡・光山遺跡などに限られる。8世紀から9世紀前半にかけて、関東地方の鉄生産関連遺跡は、未だ拡散せず、在地豪族の傘下あるいは郡家などに掌握されていたからであろう。また紡錘車の出土遺跡は、数多くみられる。高岡大山遺跡の20個、南栗遺跡の22個、砂部遺跡の17個などが、抜き出ている。これは織維生産のうち紡績工程をかかえる豪族の家が存在したことと示している。

ただし腰帯や馬具・漆・銭などの出土頻度は、決して高くない。また奢侈品としては、三彩小壺や銅鏡がみられる。高岡大山遺跡や北方遺跡では銅鏡、福島県塙川町鏡の町A遺跡・山田遺跡・若葉台遺跡等で三彩小壺などが出土している。今回集成した遺跡に限らず、古代東国の中落からしばしばみられる三彩小壺は、巽淳一郎氏が、「出土量・使用階層の広がりからすると、中央からの配布下賜品とは考えられず、都の市で交易していた可能性も考慮する必要があろう（中略）。個人的な愛玩物であった可能性も否定できないが、おそらく地鎮や井戸鎮めのように一度の使用を前提とした祭祀ではなく、何回も繰り返される祭祀に使用されたのであろう。」（巽 1998）とされるように、広範なしかも累世的な使用とされ、単なる奢華的な遺物とはいえないであろう。

9世紀後半から10世紀 9世紀後半に入ると東海地方を除く東国では、8世紀にみられた大規模集中型の須恵器生産が、終焉を迎える周辺地域へ拡散していく傾向にある。それとともに須恵器窯の大規模な展開を迎えたかった地域にあっても土師器生産は、一部を除いて急速な縮小傾向がみられる。

その一方で謂として須恵器生産にかかっていた美濃・尾張などの東海地方では、灰釉陶器が爆発的に生産された。そしてこの地域は、弱体化した須恵器生産地域や、本来須恵器生産を展開してこなかった地域へ積極的に灰釉陶器を供給した。信濃・甲斐・上野地域へは、東濃産の灰釉陶器が、駿河・伊豆・相模・武藏・上総・下総地域へは、猿投窯・三河窯・遠江窯の灰釉陶器が、それぞれ供給されたのである。

人八木屋敷遺跡・上栗須遺跡I区・北方遺跡・吉田川西遺跡・三間沢川左岸遺跡・中堀遺跡・大寄遺跡などの遺跡では、灰釉陶器の積極的な消費がみられ、とくに下神型の吉田川西遺跡や中堀遺跡・三間沢川左岸遺跡・（やや占いが）下神遺跡では、周辺の遺跡に比較すると、群を抜いた消費がみられる。また線釉陶器の出土も目を見張る。しかし沖田型の遺跡（鎌塚四反歩遺跡・大寄遺跡・八木原沖田遺跡・上栗須遺跡I区）では、灰釉陶器の出土はみられるが、周辺の遺跡からの出土量も多い。区画内の出土量は逆に少ない。

この差は何か。下神型の遺跡は、灰釉陶器の流通ターミナルとして成長した遺跡であり、地域の流通を掌握した富豪層や有力な寺社・貴族を背景にもつ豪族の遺跡である可能性が高い。これに比べ沖田型の遺跡は、区画内部の施設が貧弱で、出土遺物も劣性である。この時期、坂東の不安定な情勢を踏まえると、沖田型の区画造構が、成立する背景は、むしろ柵列による防御的境界意識よりも、土地の所有権や耕作権・使用権などにかかる視覚的な標示意識の表現か、防御性を伴う一時的な避難施設であったと指摘できよう。

下神型の優位性は、金屬（鉄・銅）・織維・漆などの手工業生産者が、遺跡内に囲み込まれていた点にある。東国では、鉄生産が顕著な手工業である集落、紡績が顕著な集落、上器生産を主体とする集落など、個別の集落単位に手工業者が、ある程度分散していた。しかし9世紀前半から原料現地依存型の手工業（例えば塩や土器）を除き、各専業的集落に居住していた手工業者を一経営体内に集めさせる下神型の遺跡が登場したのである。無論、一般集落にも各手工業者の存在は認められる。つまりそれまで個別に抱え込まれていた手工業者が、分散し、広範な遺跡で鍛冶生産や紡績にかかる手工業生産を展開したのである。そしてその一部に手工業生産の求心的経営体となった遺跡が登場したのである。

さらに下神型の遺跡では、豊富な食器の消費、大臺を埋設した建物の存在、奢侈的な緑釉陶器や初期貿易陶磁の所有など、都城の生活者や府国近傍に常まれた四司館における生活の導入が見受けられる。小池遺跡や三間沢川左岸遺跡・山上廃寺などで出土した緑釉陶器の墓への一括埋納は、都城の生活の一部が、地方の墓の世界へまでも移植・模倣されたことを示す。

なお下神型の遺跡では、農耕・戰闘・貢納などに重宝された馬の剣首を裏付ける豊富な馬具の山上、地方の末端官人であり、文書事務にかかっていたことを示す腰帯や硯の出土、また都との交通を示す皇朝十二錢などの出土は、下神型の遺跡が、9世紀にいかに急成長を遂げたかを物語る資料である。

11世紀から12世紀 この段階の資料はきわめて乏しく、先に挙げた吉田川西遺跡や茨城県尉台遺跡の例をみる程度である。その特徴は、吉田川西遺跡例を参考としていただくこととしたい。

なお下神型の遺跡の多くが、11世紀の声を聞くことなく急速に壊滅していった点に、関東地方の古代から中世への不連続が、豪族の家を考える場合でも大きな障壁となっている。

このように豪族にかかる遺跡の出土遺物の傾向をみると、意外にも豪族の特色を示すと予想される硯や腰帯、錢などの出土が少なく、むしろ一般集落や官衙的配置をもつ他遺跡の出土比率が高かった。

さらに手工業生産とのかかりかたも時期的に変化していった様子が伺われた。このことを踏まえ、各類型ごとにそれぞれの遺跡が、どのような性格をもって営まれていたのかを推定しておきたい。

### （3）豪族の家の類型と性格

建物群や区画施設の構成から豪族の家にかかる遺跡の類型化を試み、時期別に類型ごとの出土遺物の傾向を確認した。この成果に基づき、各類型の性格を推定し、東国的な古代豪族の家の発展過程について検討してみたい。

芳賀輪型 出土遺物が乏しい芳賀輪型の遺跡は、その性格付けに苦慮するが、7世紀から10世紀まで連続して確認でき、竪穴住居との複雑な重複が見られない。つまり集落から隔離した存在で、恒常的な雜器の廻りがみられず、當時整備され、後世まで不入の空間であったと予測される。おそらく神聖な神社や祭祀場のような施設ではないかと仮に推定しておきたい。

ちなみに『上野国交替実錄帳』の「神社并学校院」「像礼服祭器雜物破損無事」には、碓氷郡の熱十二等渡己曾神社以下十社が掲載され、その区画施設に、「王垣宅廻」「美立垣宅廻」「荒垣宅

廻」「外垣壇廻」「大垣壇廻」などが記載されていた。

どの垣でも「廻」と記されたように主体となる王殿以下の建物は、垣で囲まれていたのである。そして例えば抜鉢大明神社の玉垣では、長さ一丈、厚さ二寸、広さ八寸の立板240枚が、貫板で支えられていたのである。他の種類の垣も立板の厚さは、二寸で共通することから、これを設置した掘り方も、それほど幅広ではなかったと思われる。立板をパネル状に建てる掘り方は、芳賀輪型の遺跡の周囲を区画した小規模な溝ではなかったのだろうか。

閑口A型 8世紀から9世紀前半にかけてみられる閑口A型の遺跡は、掘立柱建物跡群が、大形の堅穴住居跡を取り囲まないこと、周辺集落から出土する遺物と格差がないこと、掘立柱建物跡群は、棟筋を通した二～四棟の三間屋で構成される。そのため、一般集落から突出した豪族を比定することは、ややむずかしい。しかし棟を揃えた単位建物群は、例えば「東一板屋」や「南三丁屋」などの表現による呼称が容易である。遺跡や建物の規模や構造、あるいは出土遺物から評価して、郡家正倉ほどの展開が見られないため、おそらく郷に設置された郷倉か、初期庄園の倉庫群、あるいは郡司などの在地豪族が、経営した「宅」と推定しておきたい。

沖田型 9世紀前半から11世紀にかけて展開し、連続した不正方形の区画の一角に成立した遺構群である。区画内は、貧弱な建物しかないが、その防御性を重視し、前述のように集落内に営まれた一時避難施設ではなかろうか。なお八木原沖田遺跡は上野有馬牧、篠塚四反歩遺跡は高山御厨の比定地に近く、9世紀から牧や勤旨田・御厨などが、積極的に労働力の確保を目指して集住を行った集落であろうか。

閑口B型 8世紀前半から9世紀にかけてみられ、比較的広大な面積を区画していた。区画内には、大形の堅穴住居跡があり、これを囲むように掘立柱建物跡群が存在する。ただし総柱台庫群はほとんど見られず、梁間三間の三～四間屋が、四～五棟みられることから、この壁の一部が、倉庫の機能を代替していたか、倉庫は別置（例えば閑口A型の倉庫群）されていたのであろう。出土する遺物には、奢侈性はみられないが、それは、8世紀から9世紀前半という広域流通品の少ない段階であったためである。

この段階は、制庸の貢納や力役などによって郡家や国府、あるいは都へと人々が移動し、そうした地域の文物がもたらされてきた可能性はある。しかし積極的な交易活動で広域流通をはたすまでは、至っていなかったのである。郡家の郡司の家と比較すると、やや貧弱だが、集落からは、突出しており、あるいは郡内に営まれた少額以下の有力者の家であろうか。

下東西型 7世紀後半から8世紀初頭にみられ、居住の主体は、人形の掘立柱建物跡である。小形の屋や倉が付属し、特殊な大形堅穴住居跡が、別区画に存在する。下東西型の遺跡では、多賀城の先行官衙といわれる仙台市郡山遺跡に類似した遺構もみられる。遺物では、畿内產土器が顕著である。宮の反A遺跡では、望楼と推定される建物が確認されるなど、郡家（評家）とは異なる地方官衙と思われる。時期的には、總領にかかる總領所や軍事施設、あるいは未だに強大な勢力を温存していた評造（国造）の家などであろうか。

下神型 9世紀前半から11世紀にかけてみられる。居住の主体は、大形の掘立柱建物である。区画ごとに役割が異なり、様々な手工業者集団を内部に抱え込む。かつて郡家が保持していた微税機

類型	7世紀	8世紀	9世紀	10世紀	11世紀
芳賀輪型			内 河内 弓削林		
関口A型			内 江町丸山	神奈丸山	
関口B型			内 本原村 今井道上 小山ノ上 長者生田 横山 内原 百済木 局部彫刻	内 開口B	
下東西型		下東西 九原東・西下田 塗の坂A			
下神型			大八木尾根 中尾 下神 吉田川西 三浦川川左岸 北方 坂	吉田川西	吉田川西
沖田型			八木原沖田 坂		大寺
(城壁関連)			赤井 中田通 中田用 白台郡山	坂	
上町型		日光西 上町			上町 塗の坂
大型型			妙見 藍の巻 大奥山王第二 北高尾山の坂 大根小谷津 北高尾第二地点 丹波守吉井戸第4住居群 高尾丸山 小池		

第11図 豪族の家関連遺跡の時期(1)

類型	7世紀	8世紀	9世紀	10世紀	11世紀
正直C型 （長持形跡のない遺跡）					
参考 都家の館 都司の家					

第12図 豪族の家園連遺跡の時期(2)

能が、国衙や郷に移り、また庄園開発による新たな経営主体が整うのに従い、下神型の遺跡は、労働力の恒常的な確保、交易可能な手工業製品の集中的な生産を行い得る経営体として、登場したのであろう。

ちなみに上野・常陸・上総国は親王任国となり、それ以外の坂東諸国には、勅旨田が設置された。坂東は、親王任国と勅旨田という応分の負担を負うこととなり、征夷大輔事業で破綻した国家財政を建て直すため、空前の開発が興ったと予測される。下神型は、そうした勅旨田の経営拠点、貴族や大寺社の初期庄園や牧の中心施設であった可能性が高い。また高望王を始めとして、地方に下向した下級貴族の国司達は、留めし地方の貴神としてこれらの施設の在地經營にあたったとされ、下神型は、その拠点であった可能性もある。

上町型 7世紀後半から8世紀初頭にかけてみられる。大形建物が、閑散と配置され、やはり畿内産略文土器などの出土をみる。近隣に郡家政庁や正倉などはみられないが、郡家の都司の家に共通する。あるいは郡家（許家）として定型化する以前の地方官衙か豪族の家であろうか。

大袋型 7世紀から9世紀前半にかけてみられる。大形住居跡と掘立柱建物跡群で構成される点は、関口B型と共通する。しかし関口B型よりも遺構の展開規模は大きい。居住の主体は、大形

掘立柱建物跡にあるよう、国司館の主殿建物に匹敵する。大量の東海地方産須恵器や鐵鎌が出土するなど、経済的・軍事的に突出した遺跡といえよう。

大袋山王第2遺跡や高岡大山遺跡・北島遺跡第2地点・稻荷前遺跡は、古墳時代から大型住居跡がつくられるなど權威が繼承された。これに対し、砂部遺跡・星の宮ケ力チ遺跡・多功南原遺跡・光山遺跡・将監塚・古井戸遺跡・小池遺跡は、郡司や国司・大寺院（東大寺や国分寺、下野薬師寺等）とかかり、8世紀に整田開発を推進した郡司を含む有力者の家と考えられる。

正直C型 8世紀後半から9世紀にかけてみられる。居住は、竪穴住居か三間一面屋と推定され、井戸もままみられる。掘立柱建物跡は、あくまでも住居を中心に配置され、郡家政府や正倉庫群にみるような広場（前庭）は見られない。倉庫群を併設することは、一定の貯蔵機能の存在を推定できる。出土遺物の奢りは低く、また硯の出土率が高い。遺構群の規模や出土遺物からは、前の郡司の家や大袋型の遺跡よりも低い階層が推定される。また郷家や郡家の出先など、國家の末端支配にかかる施設である可能性もある。

若葉台型 8世紀から9世紀前半にかけての集落で、遺構の空白帯から方形の区画が見られる遺跡である。若葉台型の遺跡には、突出した遺構群はみられない。出土遺物も決して豊富でなく、奢侈品も少ない。その点は、沖田型と共通する。また一般集落に比較し、竪穴住居よりも掘立柱建物跡が異常に多い。若葉台型は、豪族の家にかかる遺跡というよりも、初期庄園的な「計画村落」的集落といえようか。

以上、東国の大豪族にかかる遺跡について、各類型ごとに性格付けを試みた。まとめると、

- ①芳賀輪型・関口A型・沖田型・若葉台型は、直接的な古代東国の大豪族の家ではない。
- ②豪族にかかる家にも階層差があり、a下神型・下東西型の豪族の家、b郡家隣接の郡司の家・上町型・大袋型・関口B型の豪族の家、c正直C型の家と規模・内容・格式が、下がっていく。

たとえ区画施設や掘立柱建物跡群で構成された遺跡であっても、豪族の家と呼ぶにはふさわしくない遺跡が、存在することを確認しておきたい。

### まとめ

古代東国の大豪族の家は、どのような実態であったか。想定される豪族の家について、まずその要素を仮説として抽出する作業を行った。次にこの作業と対比するため、国司の館や郡家に隣接する郡司の家と、豪族の家に開いた遺跡について類型化を行った。そして類型ごとに変遷や遺構の構成・出土遺物の様相を確認し、それぞれの性格付けを試みた。

ここに取り上げた「豪族の家」は、確かに官衙のように定型化した類型を導き出すことはできず、予想以上に様々な類型の家を生むこととなった。このことは各遺跡がもつ地域性や歴史的背景、地域内の階層性など、さまざまな背景を抱えているからに他ならない。また豪族の家は、国司や中央の貴族との狭間にあって、都文化を地方へ波及させる原動力となった場として重要な役割を担ったといえよう。

ところで豪族の家を構成する遺構には、井戸や鍛冶工房などが直接みられない場合が多い。厨や手工業生産は、隣接地に別置されていた場合もあったのである。

これまで古代の地方研究は、集落と官衙、官衙と官衙が検討の中心であった。しかし繰り返し指摘され続けたように、古代国家の地方支配は、地方の豪族をいかに取り込んでいくか、いわゆる二重の人民支配をいかに遂行するかにかかっていた。今後、地方の豪族と集落、地方の豪族と国司や貴族・大寺社といった課題から、古代の地方研究を推進させる可能性が、少しでも生れたならば幸いである。

本稿は、平成10年に奈良国立文化財研究所で行われた研究集会「古代豪族居宅の構造と類型」で発表した内容と、当事業団の平成12年度研究助成A「古代地方豪族の家にかかる基礎的研究」の成果の一部を含んで構とした。平成10年以降に発見された遺跡など、最新の情報を盛り込むべきであったが、今は割愛させていただいた。稿を改めて論じてみたい。

最後になりましたが、以下の方々にお世話になりました御芳名を記させていただき、感謝に代えたいと思います。

石毛彩子・石田明夫・井上尚明・川井正一・高島英之・高畠知功・津野仁・鳥羽政之・白田正子・広瀬和雄・松村恵司・森 公章・森 隆・中山敏史（アイウエオ順）

## 註

註1. 本稿では、豪族の家にあえて「館」という文字を用いなかった。それは元来、「館」は、「やどや」とか「役所・学校など人が定時に集まるのみで常住せぬ居舍」の意味であり、中世の「領主の館」に見る革神性や常住性は全く存在しない。つまり古代的な名辞である「館」をこの種の遺跡・遺構に与えるのには、躊躇せざるをえない。また間違った解釈を与えかねないのである。さらに遺構・遺物から論が展開されるのではなく、背景から論が展開される危険性をはらんでもいる。

註2. その集大成が、1998年に行われた東日本埋蔵文化財研究会「古墳時代の豪族居館をめぐる諸問題」である。

註3. 古代豪族の家にかかる論考には、末端官衙との関係から検討された井上（井上1991）・鳥羽（鳥羽1997）・中山（中山1994）・津野（津野1991）氏などの論考がある。また富豪層との関連について、菅原氏の正直C遺跡を巡る論考（菅原1996）、神谷氏の古代の方形遺構を巡る論考（神谷1991）、高島氏の上野国群馬郡八木院を巡る論考（高島1995）、荒木氏の陸奥国会津郡の河川交通を巡る論考（荒木1999）などがある。さらに大上氏の単位集団論（大上1991）、さらに近年のシンポジウムでは、神奈川県の大形建物を巡るシンポジウム（かながわ考古財団1999）や、日本考古学協会（日本考古学協会1995）、奈良国立文化財研究所の研究集会（奈良国立文化財研究所1998）などをあげることができる。

註4. ④については、奢侈的な遺物として縁輪陶器、灰釉陶器、初期貿易陶磁器を扱い、埼玉県内の事例を中心に中山1994・2000・2001で明らかにした。

また⑤については、官人にかかる遺物として腰帯具について既に明らかにしている（田中1995）。

註5. 国司の館については、田中1996・1998を参照していただきたい。

註6. 肥君猪手は、男女合わせて124人をかかえる筑前国鶴都大槻であった。『筑前国島高川辺里』『緒』。

註7. 近年、上官干家の伝承にかかる研究が、畜に蓄積されてきている（仁藤1997）他。

註8. 『今昔物語集』の描く国司の館と、郡司の家については、別稿を準備している。

註9. この類型化にあたって、問題が二つある。一つは、区画や建物群、あるいは地形による隔離などで判断した

「豪族の家」の一単位が、必ずしも豪族の家の一単位といえるか疑問が残ることである。つまりこの区画は、「家」を構成する主な建物や施設の一部であって、おそらく「戸口」や「寄口」などを含んでおらず、また主な経営基盤である田地や手工業にかかる部分についても同様である。この区画や大形建物群は、豪族の家の核となる部分であり、核の分類となる。

二つは、いわゆる村落内寺院と、どう判別するかである。しばしば四面屋の建物が調査されると村落内寺院と評価されるが、その中には、豪族の家も含まれている可能性がある。

四面屋一棟だけ捉えるのではなく、周辺遺構や出土物に仏像やその模倣品、あるいは灯明皿の多量出土などを確認する必要がある。

なお瓦葺建物は、都城でも制限されていたことから地方豪族の私的な建物には、用いられなかつたと理解したい。

## 参考文献

- 青木和夫 1974 『古代豪族』日本の歴史5 小学館  
阿部 猛 1979 『広がる都と地方の交易』『図説日本文化の歴史』4 半安 小学館  
荒木 隆 1999 「郡家の構造を中心として」『第26回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会  
石井 進 1969 「中世成立期軍制研究の一覧点」『史学雑誌』第78編12号  
石母田正 1956 『古代末期政治史序説』未来社  
石母田正 1970 『日本の古代国家』岩波書店  
市田弘昭 1985 「平朝国家期の地方支配と莊園修理令」『日本歴史』445号  
井上尚男 1989 「古代集落跡の再検討」『研究紀要』第5号(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
井上尚男 1991 「郷家に関する一試論」『埼玉考古学論集』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
井上満郎 1968 「押領使の研究」『日本史研究』101号  
大上好三 1991 「古代集落の建物群類型について—相模地域を中心に—」『神奈川考古』第27号  
大町 健 1986 『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房  
かながわ考古財団 1999 公開セミナー「古代の大型建物跡」記録集  
加藤友康 1993 『国府と郡家』『新版 古代の日本』中部角川書店  
加藤友康 1995 「初期莊園」『岩波講座 日本通史』第5巻 古代4 岩波書店  
鏡江宏之 1994 「平安時代の「國」と「館」—地方における權威をめぐって—」『城と館を掘る・読む—古代から  
中世へ—』山川出版社  
木津博明 1995 「上野国の古代官衙とその周辺」シンポジウム「地方官衙とその周辺」日本考古学協会  
鬼頭清明 1986 「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10  
坂井秀作 1994 「序と館、集落と屋敷—東国古代遺跡にみる館の形成—」『城と館を掘る・読む—古代から中世へ  
—』山川出版社  
鶴森浩幸 1996 「八世紀における王家の家臣」『日本史研究』405号  
佐藤宗洋 1997 『平安時代前期政治史序説』東京大学出版会  
塙崎 錠 1990・91・92 『庄原・植下道路Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 奈良・平安時代編1・2・3』庄原・植下遺跡調査

会

- 下向井龍彦 1995 「国衙と武士」『岩波講座 日本国史』第6巻 古代5 岩波書店
- 菅原祥夫 1996 「陸奥国南部における富豪の豪の成長」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』奈良国立文化財研究所
- 高島英之 1996 『大八木型敷遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 武井 勝 1988 「東国における富豪層の様相」『古代』85号 早稲田大学考古学会
- 美亭一郎 1998 「都城における鉛釉陶器の変遷」『日本の色彩と経緯』愛知県陶磁資料館
- 山中広明 1994 「関東地方の施釉陶器の流通と古代の社会(1)」『研究紀要』第11号(財)埼玉県埋文事業団
- 山中広明 1995 「官衙及び関連遺跡と腰帶」シンポジウム『地方官衙とその周辺』日本考古学協会
- 山中広明 1996 「国司の館と都司の家」『土曜考古』第20号 土曜考古学会
- 山中広明 1998 「国司の館の基礎的研究」『研究紀要』第14号(財)埼玉県埋文事業団
- 山中広明 2000 「縁釉陶器の流通と武藏国北部の古代社会」『埼玉考古』第35号 埼玉考古学会
- 山中広明 2001 「関東地方の施釉陶器の流通と古代の社会(2)」『研究紀要』第16号(財)埼玉県埋文事業団
- 津野 仁 1991 「遺跡からみた郷長の性格」『太平歴史志』10
- 鶴間正昭 2001 「関東出土の東海産銀器」『第1回東海土器研究会資料』第5分冊
- 鳥羽政之 1997 「北武藏における律令期集落の検討」『埼玉考古』第33号 埼玉考古学会
- 奈良国立文化財研究所 1996 研究集会『律令国家の末端支配機構をめぐって』
- 日本考古学協会 1995 シンポジウム『地方官衙とその周辺』
- 仁藤教史 1997 「古代王權と都城」
- 原秀一郎 1976 「都司と地方豪族」『岩波講座 日本国史』3 古代3
- 藤井一二 1986 「初期庄園史の研究」培養房
- 保立道久 1979 「律令制支配と都鄙交通」『歴史学研究』468号
- 保立道久 1988 「古代末期の東国と留住貴族」『中世東国史の研究』東京大学出版会
- 船内明博 1993 「平安京における宅地と建物配置について—中小規模宅地の事例をもとに—」『平安京歴史研究』
- 杉山信三先生米寿記念論集 真陽社
- 森 隆 1996 「古代居宅建物に関する覚書」『土曜考古』第20号 土曜考古学研究会
- 弥永貞三 1962 「奈良時代の貴族と農民」日本歴史新書至文堂
- 山中敏史 1994 「古代地方官衙遺跡の研究」培養房
- 山中敏史・佐藤興治 1985 「古代の役所」古代日本を発掘する5 岩波書店
- 吉岡康暢 1996 「北條の初期庄園遺跡と横江庄遺跡」『東大寺領横江庄遺跡Ⅱ』松任市教育委員会

一覧表・挿図出典一覧

- 青沼道文 1980 『千葉市羽賀輪遺跡』第7次発掘調査報告 千葉市教育委員会
- 麻生敏隆 1998 『下東西清水上遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 阿部義平 1888 『国生本岸敷遺跡の発掘調査』『厚博』32国立歴史民族博物館
- 阿部正行 1980 『谷地前C遺跡』母畠地区発掘調査報告V (財)福島県文化財センター

- 桥井 雄 1996『九山遺跡』江南町教育委員会
- 猪狩忠雄 2000『根岸遺跡』いわき市教育委員会
- 石山明大 1993『屋敷遺跡』会津若松市教育委員会
- 石田広美 1985『主要地方道成田安食線道路改良工事(住宅宅地開発事業)地内埋蔵文化財発掘調査報告書』千葉県文化財センター
- 石上周藏 1990『下神遺跡』(財)長野県埋蔵文化財センター
- 伊藤 邦 1990『神誠し丸山(ル1・2)』「全遺跡調査概要」港北ニュータウン地内埋蔵文化財調査報告書 X 横浜市埋蔵文化財センター
- 片上尚明 1986『岩船塚・古井戸』歴史時代編 I (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 上野純司 1980『千葉県日秀西遺跡調査報告書』(財)千葉県文化財センター
- 宇賀神誠司 1993『官ノ反A遺跡群』『年報』10 (財)長野県埋蔵文化財センター
- 大西雅広 1989『上栗須遺跡・下大坂遺跡・中大坂遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 人野康男 1986『栄町埴生郡衙跡確認調査報告書』千葉県文化財センター
- 大野康男 1987『栄町埴生郡衙跡確認調査報告書』II 千葉県文化財センター
- 人倍恭夫・板橋正幸 1998『須原官衙関連遺跡』V (財)栃木県文化振興事業団
- 兼山芳宏 1997『観音匠跡』猪苗代町教育委員会
- 九次 嘉 1979『日立市小木津町横内遺跡発掘調査報告書』日立市教育委員会
- 河合英夫 1991『上町遺跡 D 地点』古川町教育委員会
- 川原由典・大山浩一 1978『星の宮ケカチ遺跡』益子町教育委員会
- 岸田治男 1993『上栗須寺前遺跡群 I』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 木本元治 1973~1982『闇和久遺跡』I~X 福島県教育委員会
- 木本元治 1991『屋敷遺跡』福島県教育委員会
- 小林清隆 1985『栄町大畑 I~2 遺跡』千葉県文化財センター
- 小林良光 1968~1988『八木原沖田 I~X』深川市教育委員会
- 小河良樹 1988『鶴山市埋蔵文化財調査報告』7 鶴山市教育委員会
- 小牧美加枝 1994『大畑 I~3 遺跡』印旛郡市文化財センター
- 坂口一・神谷明 1994『今井通上遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 佐藤達夫・渡辺康弘 1983『上横山遺跡』小山町教育委員会
- 篠崎 康 1992『老樹原・捨下遺跡』田代樹原・捨下遺跡調査会
- 菅原祥夫 1995『正直 C 遺跡』母郷地区発掘調査報告書36 福島県教育委員会
- 鈴木孝之 1997『北高遺跡』IV (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 高井悌一郎 1944『常陸国新治郡上代遺跡の研究』
- 高島英之 1995『大八木屋敷遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 田中弘幸 1988『御殿前遺跡』北区教育委員会
- 田中弘志 1996『須勢寺東遺跡 第5次 発掘調査』現地説明会資料 関市教育委員会
- 鳥羽政之 2001『野野遺跡』岡部町遺跡調査会

- 宮田和夫 2000『大寺道路Ⅰ』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 富沢敏弘 1980『山王庵跡 第6次発掘調査概報』前橋市教育委員会
- 直井雅高 1984『松本市下神・御神遺跡』松本市教育委員会
- 中島 宏 1981『清水谷・安光寺・北坂』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中村倉司 1988『小山ノ上遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 仲山英樹 1990『砂部遺跡』(財)栃木県文化振興事業団
- 花岡 弘 1991『開口A・開口B・下柏原』小諸市教育委員会
- 原 明芳 1989『吉山川西遺跡』(財)長野県埋蔵文化財センター
- 平野吾郎 1990『県史跡 長者屋敷遺跡』『静岡県史』資料編2考古一 静岡県
- 平野吾郎・及川司 1984『横山遺跡』小山町教育委員会
- 松本市教育委員会 1988『一間沢左岸遺跡(1)』松本市教育委員会
- 松本市教育委員会 1991『小池遺跡』松本市教育委員会
- 松村恵司 1977『山田水呑遺跡』山田遺跡調査会
- 水野順敏 1990『都筑郡衛跡(長者原遺跡)』シンポジウム『関東官衛遺跡の検討』茨城県考古学会
- 前沢輝政 1976『西赤堀遺跡』上三川町教育委員会
- 宮文子・川津和久 1995『公津東遺跡群』Ⅱ(財)印旛郡市文化財センター
- 宮本致一 1998『上郷工多遺跡』『千葉県の歴史』資料編考古3 千葉県
- 村上好文 1985『平賀』平賀遺跡群発掘調査会
- 八木勝行・磯部武男 1981『日本住宅公園藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ』奈良・平安時代編 志太郡衛跡  
(御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡)
- 山口勝一 1999『多功南原遺跡』(財)栃木県文化振興事業団

**研究紀要 第17号**

2002

平成14年3月25日 印刷

平成14年3月29日 発行

発行 財團法人 椿玉界隈文化財調査事業団  
〒369-0108 大里郡人里村船木台4-4-1

電話 0493-39-3955

印刷 関東図書株式会社